

有機農産物の JAS 附属書等資材の 適合性判断基準及び手順書 資材協資材評価マニュアル

第一分冊 5 版

第一分冊 肥料、土壌改良資材及び育苗培土

第5版 2024年7月11日改訂作業 7月30日確定版

2024年8月21日理事会承認

(ワード版は21頁の図なし。PDF版は図入り)

一般社団法人有機 JAS 資材評価協議会

はじめに

このマニュアルは、有機JAS資材評価協議会(以下「資材協」と略す)が、有機農産物JAS附属書に適合する資材を審査、登録するための基準及び審査手順をまとめたものです。この手順で審査し、適合と評価されたものが、「有機農産物のJAS附属書等への適合性評価済み資材リスト」(以下「適合資材リスト」と略す)に登録されます。適合資材リストに登録された資材は、どなたであっても有機農産物生産にあたって、附属書等に適合する資材として使用できます。

資材協の判断には、強い確実性が求められます。このマニュアルは、確実な審査を行うために定めたものです。またこのマニュアルは、農産物生産に使用する資材が、有機農産物JAS附属書に適合するかどうかを判断する評価手順書にもなります。有機農産物JAS附属書に適合する資材の評価手順については、農林水産省より「有機農産物のJAS資材評価手順書」(以下「農林水産省手順書」とする)があります。このマニュアルは農林水産省手順書を踏襲し、その手順書の内容を抱合していますので、基本となる判断基準は、同一です。ただし、以下の点において異なります。農林水産省手順書が特出した資材の化学的処理について「確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理は、別添個別評価基準に記載されたものが該当します。これらは、農林水産省基準認証室において、有機農産物JAS附属書Aの表A.1の資材に使用される可能性があることが確認されたものであり、原則として、それ以外のものについては、確認する必要はありません」としているのに対して、資材協は、生産者が使用する資材の確かな安全性(附属書への確実な適合性)を考え、見込まれる化学的処理については農林水産省手順書に記載されていないものでも確認します。その結果、農林水産省手順書にはない化学的処理が認められた場合は、当該資材の適否を留保し審査を中断、確認された事象を農林水産省に報告します。報告した事象の扱いを農林水産省が決定した後、その結果を受けて審査を再開します。

目 次

第1章 肥料及び土壌改良資材（有機農産物 JAS 付属書 A の表 A. 1）

1. 1 肥料及び土壌改良資材の適合性判断基準.

1. 1. 1 有機 JAS に規定されている内容	5
1. 1. 2 確認の範囲	10
1. 1. 3 確認の方法	13
1. 1. 4 判断基準	14
1. 1. 5 表示	18 下
1. 1. 6 放射性物質	19
1. 1. 7 関連法規制の遵守	19
1. 1. 8 疑義資材	19
1. 1. 9 微生物、その培地、基材、担体及び酵素について	19 下

1. 2 有機農産物 JAS 付属書 A の表 A. 1 の対象資材における個別判断手順書.

1. 2. 1 植物及びその残さ由来の資材	22
1. 2. 2 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	24
1. 2. 3 油かす類	27
1. 2. 4 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	29
1. 2. 5 と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	32
1. 2. 6 発酵した食品廃棄物由来の資材	34
1. 2. 7 バーク堆肥	36
1. 2. 8 メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	37
1. 2. 9 グアノ	39
1. 2. 10 乾燥藻及びその粉末	40
1. 2. 11 草木灰	41
1. 2. 12 炭酸カルシウム	43
1. 2. 13 塩化加里	45
1. 2. 14 硫酸加里	47
1. 2. 15 硫酸加里苦土	48
1. 2. 16 天然りん鉱石	50
1. 2. 17 硫酸苦土	51

1.2.18 水酸化苦土	53
1.2.19 軽焼マグネシア	54
1.2.20 石こう（硫酸カルシウム）	55
1.2.21 硫黄	56
1.2.22 生石灰（苦土生石灰を含む。）	57
1.2.23 消石灰	58
1.2.24 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	59
1.2.25 岩石を粉砕したもの	61
1.2.26 木炭	63
1.2.27 泥炭	64
1.2.28 ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒	66
1.2.29 塩基性スラグ	67
1.2.30 鉬さいけい酸質肥料	68
1.2.31 よう成りん肥	70
1.2.32 塩化ナトリウム	72
1.2.33 リン酸アルミニウムカルシウム	74
1.2.34 塩化カルシウム	75
1.2.35 食酢	76
1.2.36 乳酸	77
1.2.37 製糖産業の副産物	78
1.2.38 肥料の造粒材及び固結防止材	80
1.2.39 その他の肥料及び土壌改良資材	82

第2章 育苗用土

2.1 育苗用土の適合性判断基準

2.1.1 有機 JAS に規定されている内容	85
2.1.2 適合性確認の手順及び確認等の注意点	85

2.2 経過措置

85 下

<注> 各項の番号は、当該項目の始まりの頁を示す。

第1章 肥料及び土壌改良資材 (有機農産物 JAS 付属書 A の表 A. 1)

1.1 肥料及び土壌改良資材の適合性判断基準

1.1.1 有機 JAS に規定されている内容

1.1.1.1 有機農産物の肥培管理の原則と外部資材を使用する前提事項

【原則】

有機 JAS に準拠した肥培管理を行うにあたっては、当該規格箇条4の有機農産物の生産の原則、及び規格箇条5の生産の方法の肥培管理の項目に従う必要がある。

有機農産物の生産の原則（規格箇条4）

「農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（略）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。」

生産の方法（規格箇条5）－5.7 ほ場における肥培管理の項

5.7.1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図らなければならない。

5.7.2 5.7.1にかかわらず、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合は、次のものを使用又は導入してよい。

a) 表A.1の肥料及び土壌改良資材

b) 当該ほ場又はその周辺以外からの生物（組換えDNA技術が用いられていないものに限る。）

1.1.1.2 有機農産物 JAS 付属書 A の表 A. 1 資材の適合の条件

有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 の資材は、原則的な方法（5.7.1 項）では生産力の維持増進が図られない場合に、有機農産物の生産の原則に定められた自然循環の系に外部から持ち込まれるものであり、厳格な規制を受けるものです。有機農産物の生産に使用できる資材は、次の3つの条件をすべて満たす必要があります。

- ① 有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1（下表）に掲載されており、その基準を満たすもの
- ② 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの
- ③ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの

【有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1】

※「1.2. 個別手順書」と併せて参照すること。

肥料及び土壌改良資材a)	基準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
油かす類	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと13p。
グアノ	—
乾燥藻及びその粉末	—
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90 mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	—
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	—
生石灰(苦土生石灰を含む。)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素(マンガン, ほう素, 鉄, 銅, 亜鉛, モリブデン及び塩素)	微量元素の不足によって, 作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって, 含有する有害重金属その他の有害物質によって土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし, 土壌改良資材としての使用は, 野菜(きのこ類及び山菜類を除く。)及び果樹への使用

	並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法によって副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90 mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90 mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	—
食酢	—
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	—
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合は、リグニンスルホン酸塩に限り、使用してよい。

その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表の他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用してよい。
注a) 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。	

1.1.1.3 化学的処理、化学合成物質の定義及び範囲

用語	定義
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。
化学的に合成された物質	化学的手段によって、化合物を構造の新たな物質に変化させることを化学合成といい、これにより得られた物質。（以下、「化学的に合成された物質」を「化学合成物質」という。）
化学的に合成された物質の添加	製造工程において化学的に合成された物質を添加することを指す（助剤的なものや、触媒的なものも添加に含まれる）。

1.1.2 確認の範囲

適合性評価にあたって確認することは、原則、①当該資材の製造工程、②当該資材の原材料 ③当該資材の成分等が妥当であること、などである。これらの情報は、最新の情報にもとづき確認する。

確認の対象や範囲は下記のとおり。

1.1.2.1 原材料と製造工程を確認する

(1) 原材料

肥料の製造にあつては、原料や添加材、触媒などもろもろのものがあるが、有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 への適合性評価にあたっては、製造工程で使用されるすべての物質を原材料として扱い、確認する。

(2) 製造工程とは

次の段階を製造工程として、確認の対象とする。

① 資材の製造場における、原材料(主原材料、添加材、加工助材及び触媒を含むすべての投入物)の投入から製品の包装までの工程。ただし、単なる「混合」(原材料のそれぞれの特性がそのまま維持されたもの。指定混合肥料などは、これにあたる。)については、その原材料の製造工程を当該資材の製造工程として扱う。

② 有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 に記載されている基準欄に、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」と記載されている資材については、当該資材の製造工程に加え、使用する原材料が天然物質由来であることを把握できる工程。

③ 原材料のさらなる原材料の製造工程まで確認の対象とするかどうかは、様々のケースが想定される。詳細は、1.2. 項以降の個別手順書に記載する。

(3) 原料を仕入れている場合の確認

① 原材料の生産段階の確認が必要な資材にあつて、加工された原料を仕入れて使用している場合には仕入れ先の製造工程の確認が必要となる。

② 「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」とされている資材にあつては、原材料が天然物質からスタートした工程の確認が必要となる。

例

魚かす：魚のアラや魚から魚粕になるまでの工程の確認

カニガラ：カニガラになって以降肥料のカニガラ粉末になる工程だけではなく、蟹からカニガラになるまでの工程も確認

1.1.2.2. 遺伝子組換えに関する原材料の生産段階の範囲

遺伝子組換え技術による品種が開発されている下記9種の農産物及びバラとカーネーションを原材料とする場合は、起源原料までさかのぼり、その農産物が遺伝子組換え作物由来であるかどうかの確認を行う。

【確認の必要な原材料農産物】

- 1 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実
- 6 アルファルファ
- 7 てん菜
- 8 パパイア
- 9 からし菜
10. バラ
11. カーネーション

1.1.2.3 肥料に使用する材料

普通肥料には、固結防止や着色等を目的として下記21種類の材料が使用されている場合がある。これらの材料が使用されている場合には化学的に合成されたものでないことの確認が必要。なお、21種類の材料のうち表示義務があるのは5種類であるが、表示義務の有無にかかわらず、使用したものはすべて確認が必要である。添加した材料の多少やその用途・目的に関わらず、使用の有無、化学的に合成したものであるかどうかの確認が必要である。

特殊肥料については堆肥の腐熟促進材、混合特殊肥料では固結・浮上・悪臭防止材、粒状化促進材を使用した場合は、化学的に合成されたものでないことの確認が必要。なお、この場合は表示義務もある。

●普通肥料の材料

固結防止材、飛散防止材、吸湿防止材、沈殿防止材、浮上防止材、腐敗防止材、悪臭防止材、粒状化促進材、成形促進材、展着促進材、組成均一化促進材、脱水促進材、乾燥促進材、凝集促進材、発酵促進材、効果発現促進材、着色材、分散促進材、反応緩和材、硝酸化成抑制材、摂取防止材

* 表示義務があるのはアンダーラインの資材のみ。他は、使用されても表示されていないので注意。

1.1.2.4 微生物

製造工程において、発酵促進や分解のために微生物が使用される場合には、これらも原材料として扱い確認する。その際、培地についても確認する。なお、微生物については表 A.1 のその他の肥料及び土壌改良資材の項で評価する。（評価方法の詳細は「1.1.9 微生物、その培地、基材、担体及び酵素について」を参照のこと。）

1.1.2.5 酵素

製造工程において、触媒として酵素が使用される場合には、これらも原材料として扱い確認する。なお、酵素についても表 A.1 のその他の肥料及び土壌改良資材の項で評価する。（評価方法の詳細は「1.1.9 微生物、その培地、基材、担体及び酵素について」を参照のこと。）

1.1.2.6 コンタミネーション対策

肥料の製造工程におけるコンタミネーションのリスクは、無視できない。過去、コンタミネーションによって化学肥料が無視できない量混入した事例があり、かつコンタミネーション対策がとられなかった事例もある。このため審査では、①当該資材と同一の製造ラインにおいて有機 JAS 使用可能資材以外の資材を製造しているか、②当該製造ラインにおいて切り替え時の混入防止対策を行っているか、などを資材情報の提供を受けた際に確認する。

1.1.3 確認の方法

1.1.3.1 資材に関する情報の入手

（1）原材料情報及び製造工程図の入手

当該資材の原材料情報及び製造工程図を入手し、これに基づき確認を行う。資材情報の提出にあたっては、提出する資料に責任を持ち、最新のもので事実を正しく表現したものであることが必要。

普通肥料の場合は肥料登録証ないし肥料登録にもとづき表示されている保証票、指定混合肥料及び特殊肥料については届出書を確認する。

●入手資料の例

製品の登録証、保証票（保証成分などがわかること）ないしは届出書

製品の製造工程図

原材料の製造工程図

解説したチラシやパンフレット（ある場合）

肥料の成分をうたっている場合は、その根拠となる成分分析結果等

（2）資料の作成日と有効期限について

資材情報の資料には作成日が明記されていることが必要。作成日は概ね一年以内のものが望ましく、当該資材と相違ないものであることが必要である。あわせて、資料には記載内容を保証できる期間として有効期限が記載されていることが望ましい。

（3）肥料の成分分析表について

申請時の肥料の成分分析表については、最近時の分析を求める。更新時にあっても同様とする。ただし、3年以上古い場合には、その数値について現状が許容範囲を超えていないことが示されること。

（4）妥当性評価について

当該資材の妥当性については、その成分含有量が、原料及び製造方法から見て妥当であるか確認する。効果効能については、基本資材メーカーの責任に委ねる。ただし、考えにくい効果効能がうたわれている場合には、その根拠を確認する。

① 肥料成分の含有量について、それが原材料及び製造工程から妥当であるか確認する。例えば窒素が10%を超える等、示されている原材料及び製造工程では考えられない高い肥料成分が示され、その根拠が明らかでない場合は登録しない。

② 特に考えにくい効果がうたわれている場合には、おおまかでもその根拠が確認できることが必要。根拠がまったく確認できず、かつ附属書への適合性に疑念の生じる場合は、登録しない。

妥当性の評価には、資材の包材の表示（保証票含む）、パンフレットやホームページの情報、登録証、肥料届出時の書類、成分分析表等の提示を受けて行う。

【主な有機質肥料の窒素全量：単位％】

肥料名	最少	最多	平均
蒸製てい角粉	9.34	15.16	12.82
乾血粉	4.55	14.18	11.55
にしん粕	5.99	11.78	9.82
いわし粕	6.93	9.26	8.02
抽出大豆粕	7.06	8.00	7.52
菜種油粕	3.77	6.72	5.06
ごま油粕	3.19	7.35	5.79
米ぬか油粕	1.25	2.96	2.14

参考文献：ポケット肥料要覧

（５） 変更があった場合には、必ず報告を受ける。

① 登録された資材が有効期間中に、原料及び製造工程などに変更が生じる場合は、すみやかに報告し、適合性に係る審査を受けることを求める。

② 登録した資材について、資材協は年1回、変更の有無確認を行う。

1.1.4 判断基準

1.1.4.1 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの

① 提出された製造工程図にもとづき、使用されている原材料、添加材、触媒等が化学合成物質でないことを確認する。

② 製造工程に化学的方法、化学的处理が行われていないことを確認する。

③ 以下のような方法には、注意する。

1) 水との反応：加水や加熱という工程でも、複数の原材料から新たな物質が生成される場合、その物質は、化学的に合成された物質に該当する。以下のような例がある。

・水和反応：化学反応。水であっても反応してあたらしい物質を合成する場合は化学反応であり、化学的处理に該当する。酸化マグネシウムを水と反応させて水酸化マグネシウムをつくるなど。

・水による希釈や水への溶解：反応にあらず化学的处理に該当しない。

2) イオン交換法：物理的方法。イオン交換膜を用いた方法及びカラムにイオン交換樹脂をつめて行う方法は、物理的方法に含むものとする。イオン交換樹脂と混合する方法は、これにあたらない。

3) 静電分離：物理的方法

4) 電気分解、電解合成：化学的方法

5) 豚糞等の収集過程で凝集剤が使用されること並びに鶏糞の貯留中に殺虫剤や脱臭剤が使用されることなどは、化学合成物質の添加にあたる。

1.1.4.2 原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの

① 使用されている原材料が前述の11種の農産物の場合は、その農産物が組換え DNA 技術を用いて作られたものでないことが必要。組換え DNA 技術が用いられたもの、あるいは不分別のものは、いずれも不適合。分別管理されたもの、あるいは商業生産のないものの国産品である場合は、適合。

② 製造工程で使用する微生物、酵素等が組換え DNA 技術を用いたものでないことを確認する。

1.1.4.3 有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準「天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること」

有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準に「天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること」と記載された資材にあっては、原材料の製造工程を確認し、天然物質そのものであること、工程に化学処理がないことを確認する。

●次のような場合は、化学処理されたものに該当し、不適合。

例

魚粕の製造工程で酸化防止剤としてエトキシキンが添加される。

コーンスターチの製造工程で酸処理が行われる。

フェザーミールの製造工程で酸処理が行われる。

1.1.4.4 認められる処理

物理的処理（機械的、熱的処理、静電気を利用した分離）

酵素による処理（例えば高分子構造の切断）

たい肥化、発酵などの微生物的処理

参考： コーデックスガイドラインにおける処理についての扱い

原材料は植物、動物、微生物又は鉱物由来とし、物理的（機械的処理、熱処理等）、酵素的、微生物的（たい肥化、発酵等）処理を施してもよいこと。これらの処理が尽きた場合に限り、化学的処理をキャリアー及びバインダーの抽出目的にのみ検討することができる。

1.1.4.5 有機農産物 JAS の例外扱い

以下の事項は、判断基準の原則からすれば不適合であるが、例外として認められている。

（１） 組換え DNA 技術を用いたものが不分別であっても認められること

有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 の以下の資材にあっては、原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、不分別であっても認められる。

- ・ 植物及びその残さ由来の資材
- ・ 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材
- ・ 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材

- ・発酵した食品廃棄物由来の資材
- ・油かす類

（２） 化学合成でも認められる資材

有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 の以下の肥料及び土壌改良資材は、化学合成であっても認められる。

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

（３） 有機溶剤による油の抽出

有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 で「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」との条件のつく資材のなかで、以下の資材にあっては「有機溶剤による油の抽出は除く」とされ、ノルマルヘキサン等による抽出があっても認められる。

食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材、油かす類

（４） 海水から塩をつくる工程及び塩化加里が副生される工程における加工助剤

塩化ナトリウム及び塩化加里については、「海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの」とされているが、使用が不可欠な加工助剤については化学合成であっても認められる。

（５） 確認を除外するもの

加工食品の原材料として使用される輸入の大豆、輸入の小麦等の、原材料として投入される前のポストハーベスト処理は、確認を除外する。ただし、輸入の大豆や輸入の小麦が直接資材の原料として使用される場合は、確認が必要。

（６） 次の工程等については、有機農産物の JAS の基準において確認が必要な化学的に合成された物質及び化学的処理に該当しないものとし、認められる

ア) 焼成、灰化等に必要な燃料の使用

イ) 検疫上必要な肥料等（肥料等の原材料を含む）の燻蒸処理

ウ) 有機農産物JAS付属書Dの表D. 1及び有機加工食品JAS付属書Aの表A. 1と付属書Bの表B. 1に掲載された資材をそれぞれ調整用等資材又は添加物として使用した原材料（これは、添加物や調整用等資材自身が認められることではないので注意。）

エ) 労働安全衛生上必要な鉱石等採掘時の飛散防止材の使用

オ) 有機農産物JAS付属書Aの表A. 1の肥料どうしの混合（塩化加里と硫酸苦土の反応による硫酸加里苦土の化学合成及びその他の肥料及び土壌改良資材を用いたものは除く。）。

カ) 酵素を製剤化する際の化学処理

1.1.4.6 原材料の製造工程の確認の必要のないもの

有機農産物 JAS 付属書 A の表 A. 1 の資材分類別の条件に、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」との条件が記載されていないものについては、原材料の製造工程を確認する必要のないものがある。例えば下記については、その資材ができあがるまでの由来の確認は不要とする。

①植物及びその残渣由来の資材を使用する際の、植物の栽培方法。

②家畜排せつ物由来の堆肥を使用する場合の家畜の飼育方法（すなわち家畜の飼料、健康管理のための投与物等。）。

③家畜排せつ物由来の堆肥の原料で排せつ物と同時に回収される敷料（但し、異物混入の可能性が高いため建築廃材に由来する敷料を使用していないことを確認すること。）

1.1.5 表示

有機農産物 JAS は、有機農産物の生産の基準を定めたものであり、肥料や農薬に「有機 JAS 適合肥料」、「JAS 認証農薬」等と表示することは、間違いであり、かつこれら資材が JAS により格付されたものと誤解されるため避けること。肥料や農薬等の資材が有機 JAS で使用可能であることを表示する場合は、当該資材が有機 JAS の付属書等の基準に適合していることを十分確認した上で、「有機農産物 JAS 付属書 A の適合資材」、「有機 JAS 使用可能資材」、「有機 JAS 使用可能農薬」等とすること。

また、根拠のない効果・効能は謳わないことを奨励する。謳われている効果・効能が考えにくいことの場合、根拠を求める。求められ場合は、真摯に対応していただく。

肥料法では、虚偽の表示を禁止している。これは、遵守すること。

1.1.6 放射性物質

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材等については、暫定許容値が設定されているので、資材メーカーは留意すること。

■ 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について <http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/supply.html>

1.1.7 関連法規制の遵守

肥料法は、これを遵守していること。肥料法に違反する資材は、不可。

1.1.8 疑義資材

農薬的效果をもち、疑義成分資材に該当するものは、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来していても不可。一方農薬的效果をうたって販売する疑義表示資材にあつては、所轄官庁の指導を受けるなどの是正を求める。

疑義表示に該当するかどうかの判断及び是正の処置は、以下の手順で行う。

- ① 審査を担当する検査員、判定員の複数が、疑義表示のおそれがあると判断した資材の表現については、所轄官庁の指導を受けることを求める。
- ② 事業者は所轄官庁の指導にしたがって処置を講じること。
- ③ 結果を資材協に報告する。

1.1.9 微生物、その培地、基材、担体及び酵素について

① 微生物について

微生物自身が組換え DNA 技術を用いたものについては、いかなる使用方法であっても不適合。

② 酵素

組換え DNA 技術を用いて作られた微生物の産生した酵素については、不適合とする。ただし、原材料の製造工程で使用された酵素については、以下の二通りの評価を行う。

1) 原材料の製造工程で用いられたものであって、製品の製造工程に影響のないものは、その由来を問わない。

2) 原材料の製造工程で用いられたものであっても、製品の製造工程で効果を発揮することも目的にしているものについては、その由来を確認し、組換え DNA 技術を用いて作られた微生物の産生した酵素については、不適合とする。

③ 培地の扱い

培地、基材、担体等にあっても、組換え DNA 技術を用いたものでないこと、化学処理や化学処理された物質が使用されていないことを必要とする。しかし、その使用方法により、以下の3通りの扱いとする。ただし、附則において組換え DNA 技術を用いたものが認められている資材の場合、組換え DNA 技術の有無を問わない。また発酵した食品廃棄物の項に適合する場合の食品にあっては、由来を問わない。

1) 種菌など原材料として使用された微生物資材の培地であって、製品の製造工程に影響をあたえないレベルのものについては、これを問わない。

2) 種菌など原材料として使用された微生物資材の培地であっても、製品の製造工程に影響を与えるレベルのものについては、組換え DNA 技術を用いたものでないこと、化学処理や化学処理された物質が使用されていないことを必要とする。

3) 製品の製造工程で使用するものは、組換え DNA 技術を用いたものでないこと、化学処理や化学処理された物質が使用されていないことを必要とする。

④ 賦形剤の扱い

微生物に使用される賦形剤の場合は、前項の培地と同様の方法で評価する。

酵素に使用される賦形剤にあっては、以下の通りとする。

1) 賦形剤の化学処理については、酵素と同様に考える。

2) 組換え DNA 技術を用いたものについては、附則において組換え DNA 技術を用いたものが認められている資材以外、これは認められない。

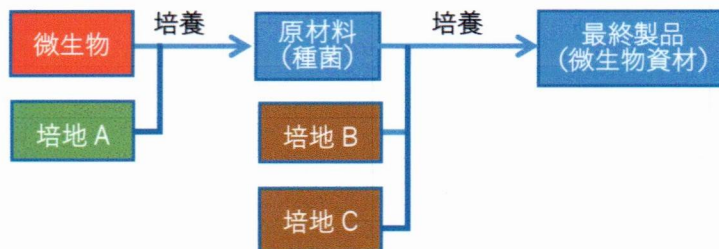
【参考】 微生物及び培地の確認について、農林水産省手順書に示された図解を示す

図

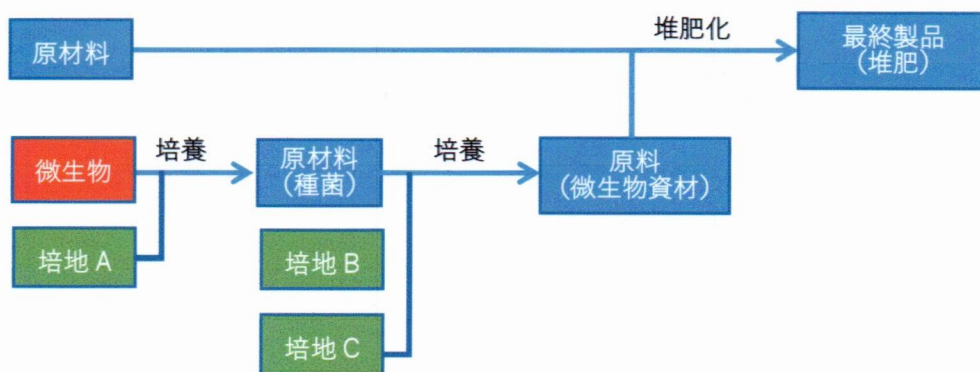
■ 微生物及び培地の確認

確認対象				製造工程に 直接使用さ れている	原材料の製造 工程に使用さ れている	
培地に組換えDNA技術、化学的に合成された物質が使用されているか	はい	培地が最終製品に残るか	残る	不適合		
			ほとんど残らない	不適合	確認不要	
	いいえ			適合	確認不要	
微生物への組換えDNA技術の使用				確認不要		

例1：次の例の工程図において、化学的に合成された物質の添加、化学的处理及び組換えDNA技術の確認は、培地B・Cについては確認が必要であり、培地Aについては培地が最終製品にほとんど残らない場合であれば確認不要。



例2：次の例の工程図において、培地A～Cの化学的に合成された物質の添加、化学的处理及び組換えDNA技術については、培地が最終製品にほとんど残らない場合であれば確認不要。



1.2 有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 の対象資材における個別判断手順

1.2.1 植物及びその残渣由来の資材

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること

● この資材の代表的事例

- ① 稲わら、もみ殻、落ち葉、剪定枝、刈草、木材チップ、樹皮、精米工場から出る生米糠、くず大豆などのような植物自身もしくは植物の残渣が該当する。
- ② ワインやジュースの絞り粕、茶やコーヒー抽出粕など、食品の製造工程を経たものは、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の基準で評価する。
- ③ 木酢液などのように加工を施したものは、その他の肥料及び土壌改良資材の基準で評価する。

●農水省手順書

1.1.1 組換えDNA技術の使用

原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものであっても使用可能（経過措置）。

1.1.2 確認すべき工程

植物の刈取り後又は伐採後の処理等について確認が必要であり、植物の栽培、生育過程は問わない。例えば、農薬等を使用して栽培された草木、薬剤により殺菌処理された菌床由来の廃菌床、栽培時に尿素や硫酸を含む溶液に浸漬したほだ木由来の廃ほだ等は、原材料として使用可能。

1.1.3 確認時の注意点

たい肥の原材料として使用する微生物の培地については、本則4(4)イ(工)及び4(5)参照

1.1.4 1.1.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理(フロー図④)

構成物質	化学的に合成された物質及び化学処理(注意事項)
植物(稲わら、もみ殻おが粉等)(落ち葉、剪定枝については下記参照)	ポストハーベスト農薬の使用
落ち葉、剪定枝	化学的に合成された薬剤等の使用及び化学的に合成された物質を含む産業廃棄物との混合
廃菌床	なし
廃ほだ	なし
米ぬか	なし

※ バガスは製糖産業の副産物として評価する。

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 慣行栽培由来の植物について

原則として使用禁止資材の使用されていないものが望ましいが、現状では植物の栽培、生育過程は問わない。例えば、栽培された草木を原材料として使用する場合、それが慣行農法由来であっても認められる。植物が収穫、刈り取りや採取されたあと化学処理がされていないことを確認する。

2. 落ち葉、剪定枝、刈り草等

これらが刈り取り、収集、回収された以降あるいはその過程で、一般の産業廃棄物などと混合されることなく、自然物だけが区分されていること。

3. きこの廃ホダ

きこの植菌に使用されるプラスチックの蓋などは、除去されていること。

1.2.2 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材

● 有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること

● この資材の代表的事例

牛ふん、豚ふん、鶏ふんなど家畜や家きんの排せつ物由来のものを発酵、乾燥、炭化、焼成したもの。馬ふんなどもここに含める。また、液状のものであっても発酵過程を経たものについては、この項に含める。

● 【農林水産省手順書】

1.2.1組換えDNA技術の使用

原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものであっても使用可能（経過措置）。（なお、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材等への、組換えDNA技術を使用した飼料のコンタミネーションについては問わない。）

1.2.2確認すべき工程

排泄物の処理及び当該処理以降の工程について確認が必要であり、排泄物の由来となる家畜等の飼養方法は問わない。例えば、農薬等や遺伝子組換え技術を使用した牧草・濃厚飼料原材料抗生物質、合成抗菌剤、飼料添加物等を使用した飼料で飼育された家畜等の排せつ物は使用可能。

1.2.3確認時の注意点

・ 発酵、乾燥、焼成していない生ふん尿を資材としてほ場に施用することは不適合（ある程度乾燥したものは、発酵途上のものであっても使用可能）。ただし、ほ場が家畜の飼養場所となっている場合、当該家畜のふん尿がほ場に施用されることは問わない。

（参考）家畜の排せつ物については、適切な発酵温度の確保などにより病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策を実施することが望ましい。

・ たい肥等の発酵促進の目的で使用する微生物を得るために、目的の微生物以外の雑菌を

紫外線照射で殺菌することは、物理的方法であるため可能。

- ・たい肥の原材料とする微生物の培地については、本則4(4)イ(工)及び4(5)参照。
- ・家畜排せつ物に飼料等を混ぜたい肥等については、飼料等に化学的に合成された物質(ミネラル等)が使用されていないことを確認することが必要。(なお、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材への、化学的に合成された物質が使用された飼料のコンタミネーション(意図的に飼料等をたい肥原料として使用する場合ではなく、飼料の食べこぼし等が混入した場合)については問わない。)

1.2.4 1.2.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的处理(フロー図④)

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的处理(注意事項)
家畜及び家さんの排せつ物(牛ふん尿、豚ふん尿、鶏ふん等)を発酵・乾燥・焼成した資材	・化学的に合成された発酵促進材・凝集促進材等材料の添加 ・化学的に合成された肥料の添加 ・殺虫剤の使用 (敷料を使用する場合は、敷料の欄も参照すること。)
敷料(古紙に由来するものを除く)	プラスチック破片等が分別されていない建築廃材の使用。(化学的に合成された物質の分別が行われていることが確認できれば、意図せざる混入は問わない。)
敷料(古紙に由来するもの)	古紙への化学的に合成された物質の添加(古紙に使用されたインク等は問わない。)
加工家さんふん肥料	火力乾燥のための硫酸等の添加

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。(フロー図⑥)

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 「家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること」(有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準)の意味することは、人糞由来を禁止するということ。(Q&A 参照)

2. 家畜・家きんの飼育方法は問われない。しかし、近年除草剤が残留した家畜糞尿、抗生物質が残留する家畜・家禽糞尿などが見られる。こうしたことは、可能な限り避けることが望ましい。

3. たい肥製造過程等で投入するおが粉、木材チップ、樹皮、もみ殻などについては、植物及びその残渣由来の資材の条件に適合することが必要

4. 発酵促進材に使用する微生物の培地については、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質及び化学処理された物質を使用しないことが必要である。ただし、原材料として使用する菌の初期の種菌を培養する培地については、製品への移行がごくわずかな範囲にとどまり当該製品の成分の含有量や効果に影響を及ぼさないものについては、特に培地について制限はないものとする。

1.2.3 油かす類

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること

●代表的事例

なたね油かす、大豆粕、脱脂米ぬかなどをはじめカポック油粕等油を搾った粕、ひまし油かす等も含む

●【農林水産省手順書】

1.3.1 組換え D N A 技術の使用

原材料の生産段階において組換え D N A 技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換え D N A 技術が用いられているものであっても使用可能（経過措置）。

1.3.2 確認すべき工程

油かす製造工程における原材料（なたね、大豆等）の処理以降の処理について確認する。

1.3.3 確認時の注意点

ノルマルヘキサンなどの有機溶剤を使用して抽出した油かすは、使用可能。

1.3.4 1.3.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
油かす（菜種油かす、大豆油かす、脱脂米ぬか、カポック油か	化学的に合成された造粒材等材料の添加

す等)	
-----	--

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フ
□ー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.4. 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること

●代表的事例

- ① ワインの発酵粕、ジュースの絞り粕、茶やコーヒーの抽出粕、ふすまなど食品工場から発生する副産物、出汁をとっただしがら類
- ② コーンスターチ、おからなど未発酵の食品
- ③ フェザーミールなど食品工場からの副産物を加工したもの
- ④ パーム油の搾り粕が入ったパームアッシュ

●【農林水産省手順書】

1.4.1組換えDNA技術の使用

その原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものであっても使用可能（経過措置）。

1.4.2確認すべき工程

食品工場における原材料（農畜水産物）の受入及び当該受入以降の処理について確認する。（食品工場において受け入れた原材料については確認不要。）

1.4.3確認時の注意点

本則4(4)イ(ウ)のとおり、有機加工食品のJAS別表1-1・1-2に掲載された資材が添加物として使用されたものは適合。

1.4.4 1.4.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学処理（注意事項）
エタノール（食品）	化学的に合成された発酵助剤等（有機加工食品のJAS別表1-1・1-2の添加物を除く）の添加。（本則4(4)イ

	(ウ)のとおり、有機加工食品のJAS別表1に掲載された資材が添加物として使用されたものは適合。)
焼酎、焼酎廃液、発酵粕(堆肥等として更に発酵させていないもの)	化学的に合成された発酵助剤等(有機加工食品のJAS別表1-1-1-2の添加物を除く)の添加。(本則4(4)イ(ウ)のとおり、有機加工食品のJAS別表1-1-1-2に掲載された資材が添加物として使用されたものは適合。)
とうもろこし浸漬液肥料(コーンスティンブリカー)	コーンスターチ製造工程におけるとうもろこしの亜硫酸液浸漬
コーンスターチ (未発酵)	亜硫酸液浸漬
コーン焼成灰	亜硫酸液浸漬
食品工場からのフェザーミール	酸処理
乾燥菌体肥料	化学的に合成された凝集促進材の添加。
おから(未発酵)	化学的に合成された消泡材の添加。
小麦・ふすま・大豆等	なし(確認すべき工程は、食品工場における原材料(農畜水産物)の受入及び当該受入以降の処理であり、ポストハーベスト農薬の使用は問わない。)

* 黒砂糖、糖蜜は、製糖産業の副産物の項を参照。

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。(フ
ロー図⑥)

注釈 上記文中「有機農産物のJAS別表1」は、新規格では「有機農産物のJAS付属書Aの表A-1」に該当する。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 化学合成のエタノールは認められない。
2. 合成の焼酎は認められない。
3. 卵の殻について、それを使用する際に次亜塩素酸ナトリウムなどで洗浄される場合が多いが、これは認められる。
4. おから

発酵させた場合は、発酵した食品廃棄物由来の資材の項で読む。その場合は、消泡剤の使用は問われない。なお、化学的に合成された消泡剤を使用したおからを生のままの直接畑に施用することは、この項の基準により、不適合。

5. 豆腐粕乾燥肥料

発酵させた場合は、発酵した食品廃棄物由来の資材の項で読む。豆腐粕乾燥肥料を指定混合肥料として使用する場合には、発酵を経ないので、消泡剤の使用がないことの確認が必要。

6. 繊維工場からの資材

繊維工場での化学処理は、認められない。

1.2.5. と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること

●代表的事例

- ① 骨粉、魚かす、カニガラ、エビ殻など甲殻類質肥料粉末、カイガラ粉末
- ② フィッシュソリユブル

●【農林水産省手順書】

1.5.1組換えDNA技術の使用

と畜場又は水産加工場からの動物性産品について、4(5)を参考に確認。

1.5.2確認すべき工程

動物等をと畜場又は水産加工場での受入及び当該受入以降の処理について確認する。

1.5.3確認時の注意点

- ・ 蒸製骨粉等の輸入時の燻蒸処理については、確認不要(本則4(4)イ(ウ)参照)。
- ・ 魚廃物加工肥料について、魚廃物を泥炭に吸着させたものは、使用目的が泥炭の項(土壌改良資材としての使用は、野菜(きのこ類及び山菜類を除く。)及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限る)に適合することが必要。
- ・ 蒸製皮革粉は、なめし工程の前に必ず化学的処理が行われることから、使用できない。蒸製皮革粉由来の副産動物質肥料についても同様。

1.5.4 1.5.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理(フロー図④)

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理(注意事項)
骨粉	なし
フィッシュソリユブル	抽出工程におけるアルカリなど薬剤、エトキシキン等の抗酸化剤の添加。
乾血(血粉)	凝集促進材の添加、酸・アルカリ処理

動物かす粉末類	蒸製皮革粉の添加。
魚粉、魚かす	エトキシキン等の抗酸化剤の使用

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フ
□ー図⑥）

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. おおもとから確認すること。魚粕などは、荒粕からではなく、魚のアラや魚の残渣から始まって製品の魚粕になるまでの工程を確認する。
2. 指定混合肥料の原材料として、この項に該当するものが使用されていることが多いが、その場合、個々の指定混合肥料の原材料について、その状況を調査し、評価する。
3. フィッシュソリュブルについても、酸化防止剤の使用がないことを確認する。また、フィッシュソリュブルの製造工程中に触媒あるいは分解促進等で使用される酵素自身の製剤化の過程における化学処理については問わない。但し、組換え DNA 技術を用いて製造された酵素の使用は不可。

1.2.6. 発酵した食品廃棄物由来の資材

● 有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること

● 代表的事例

① 生ごみ、食品廃棄物を原料とするたい肥

② 食品を発酵させたものは、この項の基準で評価する。食品工場から産生される副産物は、食品工場及び繊維工場からの農畜産物由来の資材の項で評価する。

● 【農林水産省手順書】

1.6.1 組換えDNA技術の使用

原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものであっても使用可能（経過措置）。

1.6.2 確認すべき工程

食品廃棄物の処理及び当該処理以降の工程について確認する。

（食品廃棄物の由来となった食品の確認は不要。）

1.6.3 確認時の注意点

- ・食品工場での製造工程で発生し、食用に供されない副産物（コーン焼成灰、コーンスティープリカー）は、発酵処理を行ったものであっても、「1.4食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の項で読む。
- ・生ゴミ等については、食品廃棄物とそれ以外のものが分別されていることを確認する。（分別されていることが根拠書類等で確認できれば、食品廃棄物以外のものの意図せざる混入については問わない。）

1.6.4 1.6.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
生ごみ	食品廃棄物以外のものが分別されていないもの
食品廃棄物を原料とするたい肥	・化学的に合成された発酵促進材・凝集促進材等材料の添加。 ・化学的に合成された肥料の添加。

食品を発酵させたもの	・化学的に合成された発酵促進材・凝集促進材等材料の添加。 ・化学的に合成された肥料の添加。
コーンスターチ（発酵）	・化学的に合成された発酵促進材・凝集促進材等材料の添加。 ・化学的に合成された肥料の添加。
おから（発酵）	・化学的に合成された発酵促進材・凝集促進材等材料の添加。 ・化学的に合成された肥料の添加。

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フ
 □ー図⑥）

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 食品廃棄物を収集される過程で使用されるプラスチックなどの容器・袋、食品を包装していたプラスチックの容器類などは、除去されていること。
2. 食品工場から出る食品の廃棄物も発酵させた場合はこの項目で評価する。なお、食品工場での製造工程で発生し、食用に供されない副産物（コーン焼成灰、コーンスティープリカー）は発酵処理を行ったものであっても、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の項で読む。
3. 食品を発酵させたものはこの項で読む。
4. コーンスターチ（発酵） 食品として製造されたコーンスターチを発酵させた場合は、この項で読む。食品であるので、その製造工程の処理は問われない。
5. ワインの搾りかす、ジュースの搾りかす、茶かす、コーヒーの抽出かすなどについては、食品工場又は繊維工場からの農畜産物由来の資材の項の基準で評価する。
6. おから（発酵） おからを発酵させて使用する場合は、食品として扱い、この項で適合性を評価する。原材料の製造工程までは問われないので、化学的処理（例えば消泡剤の使用）の有無は問わない。

1.2.7. バーク堆肥

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること

● 代表的事例

樹皮を原料としたバーク堆肥

●【農林水産省手順書】

1.7.1 組換えDNA技術の使用

バーク堆肥について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.7.2 確認すべき工程

植物の刈取り後または伐採後の処理について確認する。

1.7.3 確認時の注意点

1.7.4 1.7.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理(フロー図④)

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理(注意事項)
バーク堆肥	化学的に合成された腐熟促進材(尿素・硫安)の添加。 (腐熟促進材として、鶏糞、牛糞などが使用されている場合は、それ以上の由来確認は不要。)

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。(フロー図⑥)

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 製造工程において腐熟促進材について確認し、尿素・硫安を使用しているものは不適合。腐熟促進材として、鶏糞、牛糞などが使用できる(この場合、発酵、乾燥又は焼成して排泄物由来の資材の基準に適合すること)。

2. 植物の刈取り後または伐採後以降の処理について確認し化学処理が行われたものは、不可。

1.2.8. メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く）

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。
ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.8.1 組換えDNA技術の使用

メタン発酵消化液の原材料について、4（5）を参考に確認。

1.8.2 確認すべき工程

原材料の投入以降の処理について確認する。

1.8.3 確認時の注意点

・原料にし尿を含む場合は、食用作物の可食部分（地上部を食用にする農産物に直接散布）に使用できない

1.8.4 1.8.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く）	化学的に合成された凝集促進剤等材料の添加。（「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」との基準はなく、化学的な物質が使用された原材料（添加物等が使用された食品等）の使用については、問わない。）

※左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 凝集促進材の使用は不可とする。

2. 汚泥肥料でないこと（肥料登録のあるものも不可）。
3. メタン発酵過程を終えていることを確認すること。
4. 自家製以外は、製造工程書類により上記を確認すること。また自家製品についても、同様の記録を確認すること。
5. メタン発酵したものを固液分離した固体部分については、発酵乾燥又は焼成した排泄物由来の項もしくは発酵した食品廃棄物由来の項の基準で評価することになり、この項の基準に適合しないものは不適合。また、し尿が原料に入った場合には、これらの項の基準に適合しない。

1.2.9. グアノ

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

なし

●代表的事例

窒素質グアノ、りん酸グアノ

●【農林水産省手順書】

1.9.1 組換えDNA技術の使用

グアノについて、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.9.2 確認すべき工程

グアノ採取以降の処理について確認する。

1.9.3 確認時の注意点

1.9.4 1.9.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
グアノ	化学的に合成された造粒材等材料の添加

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.10 乾燥藻及びその粉末

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

なし

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.10.1 組換えDNA技術の使用

原材料の藻類について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.10.2 確認すべき工程

藻類採取以降の処理について確認する。

1.10.3 確認時の注意点

—

1.10.4 1.10.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
乾燥藻及びその粉末	酸・アルカリ処理（例：海藻を酸処理してアルギン酸を抽出した残さ）

※左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.11 草木灰

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること

●代表的事例

パームアッシュ

●【農林水産省手順書】

1.11.1組換えDNA技術の使用

原材料の草木について、本則4(5)を参考に確認。

1.11.2確認すべき工程

草木灰の原料となる植物の刈取り後又は伐採後の処理について確認する。

1.11.3確認時の注意点

灰化に当たり植物が原料になっていることを確認。

1.11.4 1.11.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理(フロー図④)

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理(注意事項)
草木灰	ポストハーベスト農薬の使用、プラスチック破片等が分別されていない建築廃材の使用、化学的に合成された造粒材の添加
パームアッシュ	ポストハーベスト農薬の使用、化学的に合成された造粒材の添加

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。(フロー図⑥)

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 原材料となった草木の生産段階で使用された資材について確認する必要はない
2. 製造工程で造粒材が使用されている場合は、「肥料の造粒材及び固結防止材」の基準に適合するものであること。
3. 化学処理された建築用材及び建築廃材は、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」に該当しない。

1.2.12 炭酸カルシウム

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。

●代表的事例

石灰石を粉砕した炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、サンゴ化石

●【農林水産省手順書】

1.12.1 組換えDNA技術の使用

炭酸カルシウムの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.12.2 確認すべき工程

原材料の製造工程以降の処理を確認する。

1.12.3 確認時の注意点

・天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.12.4 1.12.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
炭酸カルシウム	- 炭酸ガス法等による炭酸カルシウムの化学合成 - 化学的に合成された造粒材等の材料の添加 （天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※貝化石肥料、サンゴ化石等は、この項で本則4（4）イを参考に評価する。

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 貝化石、サンゴ化石の粉碎物などカルシウム系資材は、この項の基準で評価する。
2. 製造工程で造粒材が使用される場合は、「肥料の造粒材及び固結防止材」の基準に適合するものであること。

1.2.13 塩化加里

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.13.1 組換えDNA技術の使用

塩化加里の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.13.2 確認すべき工程

天然鉱石、海水又は湖水の処理以降の工程について確認する。

1.13.3 確認時の注意点

・イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等、使用が不可欠な加工助剤（注）の使用は問わない。

注：使用が不可欠な加工助剤については、例えば以下のようなものがある。

海水の殺菌剤、殺菌剤の残存の防止及び中和などに使用される薬剤製造工程での消泡剤、スケール防止剤、還元剤

・天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.13.4 1.13.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
塩化加里	・化学的に合成された造粒材等材料の添加。 ・海水・湖水から製造する場合の化学的処理。 （天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安

	全衛生上必要であるため、確認不要)
--	-------------------

※左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フ
□ー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.14. 硫酸加里

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.14.1 組換えDNA技術の使用

硫酸加里の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.14.2 確認すべき工程

原材料の製造工程以降の処理を確認する。

1.14.3 確認時の注意点

・天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.14.4 1.14.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
硫酸加里	・化学的に合成された造粒材等材料の添加。 ・塩化加里を海水・湖水から製造する場合の化学的処理 ・硫酸分解等の化学合成。 （天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.15 硫酸加里苦土

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然鉱石を水洗精製したものであること

●代表的事例

ラングバイナイト鉱石を精製した硫酸加里苦土

●【農林水産省手順書】

1.15.1 組換えDNA技術の使用

硫酸加里苦土の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.15.2 確認すべき工程

天然鉱石の処理以降の工程について確認する。

1.15.3 確認時の注意点

・天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.15.4 1.15.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
硫酸加里苦土	塩化加里と硫酸苦土の反応による硫酸加里苦土の化学合成（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 硫酸加里苦土には下記2種類ある。有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 の硫酸加里苦土の個別基準が「天然鉱石を水洗精製したものであること」とされていることから、下記の(b)は、この基準に不適合。

(a) 硫酸加里苦土の天然鉱石（ラングバイナイト鉱石など）を採掘し精製して作られるもの。

(b) 塩化加里とキーゼライト（硫酸苦土）を混合し、ふたつのもつ性質を作用し化学反応させてつくられたもの。

1.2.16. 天然りん鉱石

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

カドミウムが五酸化リンに換算して1kg 中 90mg 以下であるものであること。

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.16.1 組換えDNA技術の使用

天然りん鉱石について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要

1.16.2 確認すべき工程

天然りん鉱石の処理以降の工程について確認する。

1.16.3 確認時の注意点

カドミウムの基準について、確認が必要。（肥料登録時の基準よりも厳しい基準となっている。）

1.16.4 1.16.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
天然りん鉱石	なし（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 上記条件について、カドミウムの含有量についての説明文書を入手して確認を行う。

1.2.17 硫酸苦土

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること

●代表的事例

キーゼライトを分離精製した硫酸苦土

●【農林水産省手順書】

1.17.1 組換えDNA技術の使用

硫酸苦土の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.17.2 確認すべき工程

天然鉱石、海水等の処理以降の工程について確認する。

1.17.3 確認時の注意点

・天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.17.4 1.17.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
硫酸苦土	臭素固定化のためのフッ素ガス吹きかけ（海水から硫酸苦土を製造した後の工程で、臭素を回収することは問わない。キーゼライトの静電気分解は物理的な方法であり、問題ない。天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 天然鉱石由来のキーゼライトについては、分離精製過程の静電気分離は物理的な方法とみなし、認める。(静電気による分離は、直接の電気分解と考える)
2. 海水から硫酸苦土を製造した後の工程で、臭素を回収することは問わない(硫酸苦土の製造途中でフッ素ガスを吹きかけて臭素を固定化する工程を経ているものは不適合)。

1.2.18 水酸化苦土

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然鉱石を粉砕したものであること。

●代表的事例

ブルーサイトを粉砕した水酸化苦土

●【農林水産省手順書】

1.18.1 組換えDNA技術の使用

天然鉱石について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.18.2 確認すべき工程

天然鉱石の処理以降の工程について確認する。

1.18.3 確認時の注意点

・天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要(本則4(4)イ(ウ)参照)。

1.18.4 1.18.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理(フロー図④)

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理(注意事項)
水酸化苦土	・酸化マグネシウム(軽焼マグネシア)と水の反応による水酸化苦土の合成。 ・アルカリ沈殿、天然鉱石の焼成。(天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。)

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。(フロー図⑥)。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.19. 軽焼マグネシア

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

なし

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.19.1 組換えDNA技術の使用

軽焼マグネシアの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.19.2 確認すべき工程

原材料の製造工程以降の処理を確認する。

1.19.3 確認時の注意点

・天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.19.4 1.19.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
軽焼マグネシア	なし（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.20. 石こう(硫酸カルシウム)

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.20.1 組換えDNA技術の使用

石こうの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.20.2 確認すべき工程

原材料の製造工程以降の処理を確認する。

1.20.3 確認時の注意点

・天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.20.4 1.20.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
石こう（硫酸カルシウム）	・カルシウム塩と酸の反応等による石こうの化学合成。 ・化学的に合成された造粒材等材料の添加。 （天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.21. 硫黄

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

なし

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.21.1 組換えDNA技術の使用

硫黄の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.21.2 確認すべき工程

硫黄の処理以降の工程について確認する。

1.21.3 確認時の注意点

・硫黄は、化学合成であっても認められる。

1.21.4 1.21.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
硫黄	化学的に合成された造粒材・コーティング材等材料の添加

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.22 生石灰(苦土生石灰を含む)

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること

●代表的事例

石灰岩を焼成して作られたもの

●【農林水産省手順書】

1.22.1 組換えDNA技術の使用

生石灰（苦土生石灰を含む）の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.22.2 確認すべき工程

原材料（石灰石等）の処理以降の工程について確認する。

1.22.3 確認時の注意点 ー

1.22.4 1.22.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
生石灰（苦土生石灰を含む）	なし

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.23 消石灰

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

上記生石灰に由来するものであること。

●代表的事例

石灰石由来の生石灰に水を加えて消化した消石灰

●【農林水産省手順書】

1.23.1 組換えDNA技術の使用

消石灰の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.23.2 確認すべき工程

生石灰の原材料（石灰石等）の処理以降の工程について確認する。

1.23.3 確認時の注意点

- ・当該資材は、化学合成であっても認められる。

1.23.4 1.23.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
消石灰	なし

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 製造工程で造粒材が使用される場合は、「肥料の造粒材及び固結防止材」の基準に適合するものであること。

1.2.24. 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.24.1 組換えDNA技術の使用

微量元素の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.24.2 確認すべき工程

各微量元素の処理以降の工程を確認する。

1.24.3 確認時の注意点

- ・化学合成されたものも使用可能であり、「硫酸マンガン」、「硫酸亜鉛」等の化合物も使用することが可能。EDTAはEDTA-鉄の形とするためのキレート剤であり、使用可能。

- ・マグネシウムは微量元素に含まないので注意。

1.24.4 1.24.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	なし（化学合成されたものも使用可能であり、「硫酸マンガン」、「硫酸亜鉛」等の化合物も使用することが可能。EDTAはEDTA-鉄の形とするためのキレート剤であり、使用可能。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 資材そのものは、微量元素単体でなく、硫酸亜鉛などの形で使用される。ただし、微量元素以外の化学合成物質を含むものは、認められない。
2. 微量元素については、品質規格書（製品仕様書など成分内容と製造方法が明記されているもの）などでも判断することができる。

1.2.25 岩石を粉砕したもの

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.25.1 組換えDNA技術の使用

岩石について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.25.2 確認すべき工程

岩石の処理以降の工程について確認が必要。

1.25.3 確認時の注意点

- ・必要に応じて、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律で定める特定有害物質等（カドミウム、鉛、砒素等）の含有量についての説明文書を入手して確認を行う。

- ・天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。

1.25.4 1.25.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
岩石を粉砕したもの	なし（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 上記基準後段の「含有する有害重金属…」の規定に関する確認方法は、資材メーカーからの説明文書などを入手し判断する。岩石の性質、岩石の採取場所などから有害重金属が含まれる可能性が高い場合には、分析値の提示を求める。

2. 有害重金属その他の有害物質とは、「農用地の土壌の汚染防止法」に定められているもの及び肥料公定規格で有害成分とされているものを指す。それは、以下の通り。

カドミウム

ヒ素

銅

ニッケル、クロム、鉛、水銀

3. 土壌を汚染するものでないことの数値的目安には、肥料公定規格などに定められる許容値の最大値を参照する。

4. 硫酸加里苦土、硫酸加里、水酸化苦土には該当しない岩石類（亜炭、褐炭、安山岩、珪藻土等）は、この項の基準で評価する。

1.2.26 木炭

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること

●代表的事例

木炭の粉

●【農林水産省手順書】

1.26.1 組換えDNA技術の使用

木炭の原材料である木について、本則4（5）を参考に確認。

1.26.2 確認すべき工程

木炭の原料となる木の刈取り後又は伐採後の処理について確認する。

1.26.3 確認時の注意点

—

1.26.4 1.26.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
木炭	プラスチック破片等が分別されていない建築廃材の使用。 （化学的に合成された物質の分別が行われていることが確認できれば、意図せざる混入は問わない。）

※左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 建築廃材由来の木炭は、不適合。
2. 自家製の木炭についても同様に評価する。
3. 原料の樹木の伐採後化学処理（殺虫、防腐などの処理）のあるものは、不適合。

1.2.27 泥炭

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。

●代表的事例

ピートモス

●【農林水産省手順書】

1.27.1 組換えDNA技術の使用

泥炭について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.27.2 確認すべき工程

泥炭の採取以降の処理について確認する。

1.27.3 確認時の注意点

- ・天然資源の枯渇を考慮し、使用目的が制限されていることから、使用に当たっては留意する。
- ・肥料原材料としての使用は可能。
- ・融雪剤として使用については、4.8項参照。
- ・堆肥栽培のきのこへの覆土としての使用は、土壌改良資材としての使用でないため、可能。

1.27.4 1.27.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
泥炭	化学的に合成された造粒材等材料の添加

※左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準後段に使用目的による制限がある。この制限は、コーデックスガイドラインにおいて制限されているものであり、天然資源の枯渇を考慮しての規制となっている。規格の解釈としては、土壌改良資材としての使用はこの制限がかかるが、肥料としての使用は限定されていない。なお、泥炭を原料にして加工した土壌改良資材にあっては同様の制限がかかる。
2. 泥炭が原料に使用された資材が肥料であるのか土壌改良資材であるのかは、肥料法の扱いで判断される。当該資材が特殊肥料として届出されているものは、肥料として扱い、他は土壌改良資材として扱う。
3. 肥料原材料としての使用は可能(例：ぼかし肥の原材料にする等)
4. 融雪剤として使用することは認められない。

1.2.28. ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.28.1 組換えDNA技術の使用

ベントナイト、パーライト、ゼオライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.28.2 確認すべき工程

鉱物の採取以降の処理について確認する。

1.28.3 確認時の注意点

・天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.28.4 1.28.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒	化学的に合成された造粒材等材料の添加（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。

※左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 濾過材として使用された廃珪藻土については、けいそう土焼成粒には該当しない。
2. 複数の資材を並べているが、同じようなものなので便宜的に扱ったもの。規格は、1個ずつです。規格の該当項を示す時には、1個ずつにすること。

1.2.29 塩基性スラグ

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

トーマス製鋼法により副生するものであること。

●代表的事例

トーマスりん肥

●【農林水産省手順書】

1.29.1 組換えDNA技術の使用

塩基性スラグの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.29.2 確認すべき工程

原材料の処理以降の工程を確認する。

1.29.3 確認時の注意点

- ・国内産の塩基性スラグにトーマス製鋼法により副生するものは存在しない。

1.29.4 1.29.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
塩基性スラグ	なし（トーマス製鋼法により副生することの確認が必要。）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. この項目で対象となるのは、国内産の塩基性スラグではなく、有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準に記載のとおり国内では生産されていないトーマスりん肥である（農林水産省「はじめての人のための有機 JAS」参照）。

1.2.30 鉬さいけい酸質肥料

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

●代表的事例

高炉さいを粉砕したもの

●【農林水産省手順書】

1.30.1 組換えDNA技術の使用

鉬さいけい酸質肥料の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.30.2 確認すべき工程

原材料の製造工程以降の処理を確認する。

1.30.3 確認時の注意点

—

1.30.4 1.30.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
電気炉由来の鉬さいけい酸質肥料	スクラップ原料の使用。
鉬さいけい酸質肥料（電気炉由来のものを除く）	なし

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 鉬さいケイ酸質肥料にかかわり、高炉さい、転炉さいにおいても、燃焼材として廃プラスチックが使用されるものがある。この点、廃プラスチックについて、溶鉬炉の高温化で燃えカス等は存在できず、焼成処理の燃料と同様に扱うことができる。

1.2.31 よう成りん肥

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg 中 90mg 以下であるものであること。

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.31.1 組換えDNA技術の使用

よう成りん肥の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.31.2 確認すべき工程

原材料である鉱石等の採掘以降の処理を確認する。

1.31.3 確認時の注意点

・カドミウムの基準について確認が必要。（肥料登録時の基準よりも厳しい基準となっている。）

・鉱石等採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.31.4 1.31.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
よう成りん肥	化学的に合成された造粒材等材料の添加。（鉱石等採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 粉状、砂状、粒状、球状があり、その形状にする製造工程を確認する必要がある。
この工程に化学処理がないこと。

1.2.32 塩化ナトリウム

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。

●代表的事例

海水からイオン交換膜により精製した塩、岩塩を粉碎した塩

●【農林水産省手順書】

1.32.1 組換えDNA技術の使用

塩化ナトリウムの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.32.2 確認すべき工程

原材料である海水、湖水の処理以降の工程を確認する。

1.32.3 確認時の注意点

・イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等、使用が不可欠な加工助剤（注）については使用が認められる。

注：使用が不可欠な加工助剤については、例えば以下のようなものがある。

海水の殺菌剤、殺菌剤の残存の防止及び中和などに使用される薬剤製造工程での消泡剤、スケール防止剤、還元剤

1.32.4 1.32.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
塩化ナトリウム	化学的に合成された材料の添加（イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等、使用が不可欠な加工助剤については使用が認められる。）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.33 リン酸アルミニウムカルシウム

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

カドミウムが五酸化リンに換算して1kg 中 90mg 以下であるものであること。

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.33.1 組換えDNA技術の使用

リン酸アルミニウムカルシウムの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.33.2 確認すべき工程

リン酸アルミニウムカルシウムの処理以降の工程を確認する。

1.33.3 確認時の注意点

- ・カドミウムの基準について確認が必要。（肥料登録時の基準よりも厳しい基準となっている。）
- ・当該資材は、化学合成であっても認められる。

1.33.4 1.33.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
リン酸アルミニウムカルシウム	なし

※左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 上記カドミウムの基準について、上記を証明する説明文書を入手する。

1.2.34 塩化カルシウム

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

なし

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.34.1 組換えDNA技術の使用

塩化カルシウム原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.34.2 確認すべき工程

原材料の製造工程以降の処理を確認する。

1.34.3 確認時の注意点

- ・当該資材は、化学合成であっても認められる資材である。

1.34.4 1.34.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
塩化カルシウム	なし

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

なし

1.2.35 食酢

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

なし

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.35.1 組換え D N A 技術の使用

食酢の原材料について、本則 4（5）を参考に確認。（原材料の糖蜜に遺伝子組換え不分別のとうもろこしが使用されているものがあるため、注意すること。）

1.35.2 確認すべき工程

食酢の原材料の製造工程以降の工程について確認する。

1.35.3 確認時の注意点

- ・化学合成された食酢の使用は認められており、合成酢も使用可能。
- ・純粋な氷酢酸は、食酢に該当しない。

1.35.4 1.35.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
食酢	なし

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則 4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

遺伝子組換えについて、原材料が遺伝子組換え確認作物対象品目に該当する原材料である場合は、遺伝子組換え作物由来でないことを確認する。

1.2.36 乳酸

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合には限ること

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.36.1 組換え DNA 技術の使用

乳酸の原材料について、4（5）を参考に確認する。

1.36.2 確認すべき工程

乳酸製造工程における植物の処理以降の工程を確認する。

1.36.3 確認時の注意点

- ・原材料が植物であること、発酵により得られたものであることが確認可能な資料を入手し、確認する。
- ・使用目的が育苗用土等の pH 調整に限られていることに留意する。
- ・微生物の培地の使用については、本則 4（4）イ（エ）及び 4（5）参照。

1.36.4 1.36.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
乳酸	なし（発酵工程によるものであることが必要）

※左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則 4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 遺伝子組換えについて、原材料の由来を確認し、遺伝子組換え技術を用いた可能性のある農産物の場合は、遺伝子組換え作物由来でないことを確認する。分別管理されたもののみを使用していることを要求する。

1.2.37 製糖産業の副産物

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

なし

●代表的事例

●【農林水産省手順書】

1.37.1 組換えDNA技術の使用

製糖産業の副産物について、4（5）を参考に確認。

1.37.2 確認すべき工程

副産物の回収以降の処理について確認する。

1.37.3 確認時の注意点

- ・この項の製糖産業とは、さとうきび、てんさいから製糖することを指す。
- ・ぶどう糖は、食品工場由来の資材又は発酵した食品廃棄物由来の資材として評価する。製糖産業以外から産出される廃糖蜜は、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」として評価する。
- ・廃糖蜜に尿素等の化学的に合成された物質を添加してイースト菌を培養し、イースト菌を取り除いたものは、次のとおり評価する。

ー当該資材を発酵させたものは、発酵した食品廃棄物由来の資材として評価

ー当該資材を発酵させない場合は、原材料の廃糖蜜については製糖産業の副産物として評価した上で食品工場由来の資材に該当するものとして扱うとともに、本資材は微生物を培養したものであることから、本則4（4）イ（エ）に基づき評価する。（当該資材を肥料製品としてそのまま使用する場合は、尿素等が「製造工程に直接使用されている」場合に該当し不適合。当該資材を造粒材等として使用している場合は「原材料の製造工程に使用されている」に該当し確認不要。）

1.37.4 1.37.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
糖蜜	なし
糖	なし
廃糖蜜	なし
バガス	なし
石灰乳	なし

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. この項における廃糖蜜の解釈は、イースト菌培養後の廃糖蜜も製糖産業の副産物として扱ってきたこれまでの経過を踏まえて、この項に限定しておこなわれているものであり、この解釈を他に適用することはできない。特に、食品でないものを発酵した食品廃棄物由来の資材とする判断を拡張してはならない。

2. イースト菌の培養に使用された後の廃糖蜜をさらに化学処理したものは、上記範囲に含まない。

3. 砂糖の原料が甜菜の場合は、遺伝子組換え由来でないことの確認が必要。

4. 製糖産業の副産物については、そのもとの砂糖の製造工程における化学的処理については問わない。その副産物を回収してから、廃糖蜜として資材化するまでの段階を本則に照らして判断する。

5. ぶどう糖はコーンスターチ等のでん粉から作られるため、この項ではなく、「1.2.3 食品工場由来の資材」又は、廃棄されたもので発酵させたものは「1.2.7. 発酵した食品廃棄物由来の資材」で判断する。

6. 製糖産業由来以外の糖蜜及び廃糖蜜 製糖産業以外から産出される廃糖蜜は、この項ではなく「1.2.5. 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の項で判断する。

1.2.38 肥料の造粒材及び固結防止材

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。

●代表的事例

リグニンスルホン酸カルシウム

●【農林水産省手順書】

1.38.1組換えDNA技術の使用

肥料の造粒材及び固結防止材の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.38.2確認すべき工程

原材料の製造工程及び当該工程以降を確認する。

1.38.3確認時の注意点

・この資材は、単独資材として使用されるものではなく、肥料の製造工程に、造粒工程や固結防止目的の材料が使用されている場合はこの基準に基づき確認する。肥料が粒材の場合は造粒方法や添加材を必ず確認すること。

・化学合成品のリグニンスルホン酸塩は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する造粒材・固結防止材を製造することができない場合に限り使用が認められている。

・廃糖蜜は、製糖産業の副産物として評価する。

1.38.4 1.38.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理(フロー図④)

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理(注意事項)
リグニンスルホン酸塩	なし

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。(フロー図⑥)

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. この資材は、単独資材として使用されるものではない。
2. 肥料の製造工程に、造粒や固結防止目的の材料の使用がある場合はこの基準を適用する。特に、肥料が粒材の場合は造粒方法や材料を必ず確認すること。
3. 前段に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」の条件があるので、天然物質由来のものは肥料の造粒材及び固結防止材として使用可能である。
4. リグニンスルホン酸塩を使用している場合は、理由を確認すること。
5. 原材料に組換え DNA 技術を用いたものが商業生産されている農作物由来のものが使用されている場合には、起源原料農作物までさかのぼり組換え DNA 技術の使用の有無を確認する。組換え DNA 技術を用いたものや不分別のものは、登録を保留する。
6. 造粒材として用いたものは、基本この項の基準で評価する。ただし、この項の基準には適合しないが表の別項で適合性を評価できるものについては、該当する別項で評価することができる。

1.2.39 その他の肥料及び土壌改良資材

●有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 基準

植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

●代表的事例

木酢液、微生物

●【農林水産省手順書】

1.39.1組換えDNA技術の使用

原材料について、本則4(5)を参考に確認する。

1.39.2確認すべき工程

原材料の製造工程及び当該工程以降を確認する。

1.39.3確認時の注意点

- ・燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化は、化学的処理に該当するが、認められる。
- ・「病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと」との基準があることから、登録農薬、特定防除資材をその他の肥料及び土壌改良資材として使用することはできない。
- ・有機農産物のJAS別表1に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。
- ・商品名に「〇〇酵素」と記載しているものは、厳密には酵素にあらず微生物資材など別の分類に該当するものが多いので注意する。
- ・1.13の塩化加里又は1.34の塩化ナトリウムを製造する際の副産物として製造されたにがりは適合。

1.39.4 1.39.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理(フロー図④)

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理(注意事項)
------	--------------------------

フミン酸、フルボ酸	アルカリ抽出
-----------	--------

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フ
ロ－図⑥）

注釈 上記文中「有機農産物のJAS別表1」は、新規格では「有機農産物のJAS付属書Aの表
A-1」に該当する。

●【資材協登録資材についての補足注意事項】

1. 製造工程での抽出、溶解

抽出に使用する溶媒が何かを確認する。抽出方法について、水抽出、木酢液などによる抽出、発酵による抽出、醸造されたエタノールでの抽出のみを認める。溶媒が不明な場合は不適合扱いとする。なお、この場合のエタノール自身については、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の項の基準で評価する。

2. 植物抽出液

①原材料と製造工程について次の内容を確認する。

- ・原材料名
- ・原材料の原産地
- ・原液製造工場名と所在地
- ・製造工場の他の農薬類との並行生産があるか確認し、ある場合は、コンタミ防止が適切に図られていること。
- ・原材料工場の所在する国で使用されている残留農薬の検査をしているか（分析結果報告書の提出）

② 抽出方法について

抽出に使用する溶媒が何かを確認する。抽出方法について、水抽出、木酢液等による抽出、発酵による抽出、醸造されたエタノールでの抽出のみを認める。溶媒が不明な場合は不適合扱いとする。

③ その他

魚毒性のあるものは使用にあたって注意をするなどの条件をつける。毒草の抽出物については認められない。除虫菊など現に農薬の成分として利用されている植物の抽出液も認められない。

3. 木酢液

- ①原料の木材が伐採後化学処理されたものでないこと。
- ②工程に乾留以外の化学処理がないこと。
- ③工程において、静置、濾過など工程を含み、タール等の有害物質を含む成分が除去されていること。

4. 原材料として添加する酵素 酵素の製造工程における化学的処理については問わない。

5. 微生物資材（ほ場や作物に直接使用する場合） 微生物の培地については、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質及び化学処理された物質を使用しないことが必要である。ただし、原材料として使用する菌の初期の種菌を培養する培地については、製品への移行がごくわずかな範囲にとどまり当該製品の成分の含有量や効果に影響を及ぼさないものについては、特に培地について制限はないものとする。

6. 有害重金属を含む恐れのあるものについては、岩石を粉砕したものの基準を準用する。

第2章 育苗用土（培養土を含む）

2.1 育苗用土の適合性判断基準

2.1.1 有機 JAS に規定されている内容

規格では、育苗用土として以下のものが認められている。

- ①規格箇条5のは場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌
- ②過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌
- ③有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 の肥料及び土壌改良資材

2.1.2 適合性の確認の手順及び確認時の注意点

原材料の由来や培土の製造工程図もしくは製造の工程がわかる書面により、次のことを確認する。

- ①原料として使用されている土については、

ア 採取地が過去2年以上周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない区域であること。

イ 採取された土壌を培土に製造する際にも使用禁止資材を使用していないこと。

- ②使用している肥料及び土壌改良資材については、有機農産物 JAS 付属書 A の表 A.1 に適合していること。
- ③用土のpH調整などで、硫酸等の化学合成物質の添加が行われているものは、認められない。

2.2. 経過措置

以下の資材については、規格において経過措置として、当分の間使用可能となっている。

資材名	基準
-----	----

たまねぎの育苗 用土用粘度調整 資材	やむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリ ルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使 用することができる。
--------------------------	--

以上